

平成二十八年八月一日提出
質問第四四号

措置入院に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

措置入院に関する質問主意書

平成二十八年七月二十六日未明、相模原市緑区の神奈川県立津久井やまゆり園において、十九人が死亡、二十六人が負傷する痛ましい事件が起きた。犠牲となった方々には心からの哀悼を捧げるとともに、負傷された方々の一日も早い回復を願わずにはいられない。そして、再びこのような事件が起こらないように経緯を明らかにするとともに、再発防止に取り組まねばならないことは、議論を待たない。

本事件を受け、措置入院の在り方が注目されている。とりわけ、退院後のフォローアップ体制、関係者間における情報共有の在り方について、見直すべきだという声があがっている。

これらを踏まえ以下質問する。

一 報道によれば、厚生労働省は八月にも有識者会議を立ち上げ、措置入院の解除後もケアを続ける仕組みの検討を行うとのことだが、再発防止の観点からは可能な限り早期に、措置入院に関する見直しが行われることが望ましい。他方、退院後のケアについては、人権侵害や差別につながるような慎重な議論が求められており、拙速な結論となることは避けねばならない。検討の時期について、政府はどのように考えているのか。

二 今回の事件が社会に与えた衝撃は大きい。とりわけ障害をもつ当事者やご家族にとっては心の傷も懸念され、相模原市ではすでに電話相談を実施しているところだが、全国的にも相談体制が求められるのではないかと考える。政府の見解は。

右質問する。